

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	3
3 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
4 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
5 . 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	11
6 . 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券 上場規程の特例の制定	13
7 . 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	15
8 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	16
9 . 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	17
10 . 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	18
11 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	22
12 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	24
13 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	32
14 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	39
15 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	40
16 . 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対 照表	42
17 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	43
18 . 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券 上場規程の特例の取扱いの制定	52

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請によらない上場廃止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第2条第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第17条第2項において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。</u></p> <p>4 本所は、<u>第2項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</u></p>	<p>(申請によらない上場廃止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項の規定に基づき、<u>同基準第2条第9号aに定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 本所は、<u>株券上場廃止基準第2条第9号(同基準第2条の2第4号において読み替える場合を含む。)</u>に係る審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</p>
<p>(上場手数料及び年賦課金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、第14条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間(再建計画の期間内に限る。)に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

平成13年10月1日改正付則

(上場手数料に係る経過措置)

第3条 (略)

2 (略)

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。
- 2 上場会社が、この改正規定の施行日前に再建計画(株券上場廃止基準第2条第1項第7号に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。)を開示している場合には、改正後の第14条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出することにより、当該再建計画の開示日以降3年間(再建計画の期間内に限る。)に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。ただし、当該提出日前に到来した納入期に係る上場手数料及び年賦課金については、免除しない。

平成13年10月1日改正付則

(上場手数料に係る経過措置)

第3条 (略)

2 (略)

3 改正後の有価証券上場規程別表第1(上場手数料)1の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる上場に係る上場手数料の納入期は、当分の間、上場日の翌営業日(上場日において売買が成立しない場合には、上場後最初に売買が成立した日の翌営業日)とする。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 上場会社(Q-Boardの上場会社を除く。以下この号において同じ。)</u>が、<u>人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。)</u>を行うに当たり、<u>その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとする</u>ことにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の<u>主要な営業を承継するもの</u>と本所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、Q-Boardの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

る。)

当該他の会社

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500 単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに 500 単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。) 及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500 単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。) によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに 500 単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a (略)

b 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

c (略)

(6) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) Q - B o a r dの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がQ - B o a r dの上場会社の主要な営業を承継するものと本所が認める場合(Q - B o a r dの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。))が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてQ - B o a r dの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限る。)

当該他の会社

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

c (略)

(6) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a b (略)</p> <p>a c 上場債券(上場新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) <u>rの2</u>において同じ。)に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d ~ a h (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ q (略)</p> <p>r <u>社債券に係る期限の利益の喪失</u></p> <p><u>rの2 上場債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事実</u></p> <p>s・t (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a b (略)</p> <p>a c 上場債券(上場新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) <u>r</u>において同じ。)に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d ~ a h (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ q (略)</p> <p>r <u>上場債券に係る期限の利益の喪失又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事実</u></p> <p>(新設)</p> <p>s・t (略)</p> <p><u>u 再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)</u>について債権者の同意</p>

u (略)

v aから前uまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a~k (略)

(削る)

l aから前kまでに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)の2・(3) (略)

3~9 (略)

が得られないこととなったこと。

v (略)

w aから前vまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a~k (略)

l 再建計画案(法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。)について債権者の同意が得られないこととなったこと。

m aから前lまでに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)の2・(3) (略)

3~9 (略)

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が<u>法律の規定に基づく再生手続、更生手続若しくは整理又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)</u>には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。<u>この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</u></p> <p>(8)~(16) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合</p> <p>(8)~(16) (略)</p>
<p>(Q-Board上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各</p>	<p>(Q-Board上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各</p>

号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第5号から第16号まで(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は、第2条第7号(第2条の2第4号において読み替える場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第7号前段に該当したものとみなす。

第3条の3 (略)

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第5号から第16号まで(第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

(新設)

第3条の2 (略)

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)			第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)		
1 株券			1 株券		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (Q-Boardへの上場を除く。)	<u>上場日の属する月の翌月末日まで</u>	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (Q-Boardへの上場を除く。)	<u>上場日の前日</u> (有価証券上場規程第2条第2項の規定に基づき上場申請をした場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに)	(略)
新規上場申請者の上場申請した株券のQ-Boardへの上場	<u>上場日の属する月の翌月末日まで</u>	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券のQ-Boardへの上場	<u>上場日の前日</u> (有価証券上場規程第2条第2項の規定に基づき上場申請をした場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	<u>上場日の属する月の翌月末日まで</u>	(略)	上場会社が新たに発行する株券の上場	<u>上場日の前日</u>	(略)
2～3 (略)			2～3 (略)		

第2 新株引受権証書及び優先出資引受権証書
(上場手数料)

1. 新株引受権証書

区分	納入期	徴収標準
上場会社 が発行す る新株引 受権証書 の上場	<u>上場日の属す る月の翌月末 日まで</u>	(略)

2 (略)

付 則

この別表は、平成15年5月8日から施行する。

第2 新株引受権証書及び優先出資引受権証書
(上場手数料)

1. 新株引受権証書

区分	納入期	徴収標準
上場会社 が発行す る新株引 受権証書 の上場	<u>上場日の前日</u>	(略)

2 (略)

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
業務規程及び有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）が支援決定（株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に定める支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項に定める買取決定をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券について、業務規程及び有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程及び有価証券上場規程の定めるところによる。

(業務規程の特例)

第2条 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポスト及び整理ポストに関する必要な事項は、業務規程第7条に定めるところによるほか、本所の別に定めるところによる。

(株券上場廃止基準の特例)

第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号（第2条の2第4号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることが計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることが計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律に基づく会社の再生手続、更生手続又は整理

- b 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- c 産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生

付 則

この特例は、平成15年5月8日から施行する。

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、<u>同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。</u>)若しくは第15号並びに第16号(同基準第2条の2第4号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、<u>同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。</u>)のいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで若しくは第15号並びに第16号(同基準第2条の2第4号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>4 (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株 (優先出資証券を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ~ (d) (略)</p> <p>(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第 2 条第 7 号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合 (<u>同号に規定する開示を行った場合を除く。</u>)</p> <p>(e) の 2 <u>株券上場廃止基準第 2 条第 7 号後段に定める期間の最終日までに、同号後段 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) に該当しなくなったことが確認できない場合</u></p> <p>(f) ~ (j) (略)</p> <p>(k) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 2 号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合 (<u>株券上場廃止基準の取扱い 4 . (1) b に該当する場合を除く。</u>)</p> <p>(l) ~ (n) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株 (優先出資証券を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ~ (d) (略)</p> <p>(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第 2 条第 7 号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(e) の 2 <u>上場会社が当該上場会社の再建計画案 (法律に基づかない整理の開始について開示した場合における当該整理に係るものに限る。) について債権者の同意が得られないこととなった旨の開示を行った場合</u></p> <p>(f) ~ (j) (略)</p> <p>(k) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 2 号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(l) ~ (n) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。)</p>

にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第14号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)・(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、(1)及び(m)の2の規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)~(f) (略)

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券

にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第14号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)・(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(1)及び(m)の2の規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)~(f) (略)

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券

上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4)b若しくは同取扱い2.(2)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2)~(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号aの(f)に定める前条第4号aの(f)口に該当した場合

当該開示を行った日の本所がその都度定め

上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(b)の2 前条第1号aの(e)の2の場合

当該開示を行った日の翌日

(c) 前条第1号aの(c)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2)~(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(b)の2の場合、同項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号aの(f)に定める前条第4号aの(f)口に該当した場合

る時

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 5 月 8 日から施行する。

当該開示を行った日の本所がその都度定め

る時

(3) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄</u>、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄</u>、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 5 月 8 日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である<u>場合には</u>、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合は、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者以外である場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、a又は前bの規定により「第2号様式」の「第二部」、「第2号の2様式」の「第二部」、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの前に「事業の概況等に関する特別記載事項」の項を設けて、企業の概況、事業の状況、設備の状況等当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」の他の箇所に記載した事項に関するもののうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28</u></p>

c 新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下、この2 .、6 .、8 .及び10 .における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、aからcまでの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類

号。以下「連結財務諸表規則」という。）
第2条第13号及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」
という。）第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資のリスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して記載するものとし、新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者である場合においても、当該新規上場申請者の事業の実績、内容、規模等に照らして当該事項に特に重要性があると判断されるときは、同様に記載するものとする。

d 新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下、この2 .、6 .、8 .及び10 .における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、aからcまでの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載されているものを除く。）を添付す

(当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されているものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

d (略)

e 新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、aから前dまでの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

f (略)

(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ d (略)

dの2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する営業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。 2部

るものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

dの2 (略)

e 新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、aから前cまでの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

f (略)

(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ d (略)

dの2 新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該継続開示会社から承継する営業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の

e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各2部

f ~ nの4 （略）

nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)に規定する親会社等又は4.(1)cの(c)の口の(口)に規定する親会社を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類

o （略）

(5) (2)c及び(4)gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) （略）

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b （略）

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）にお

作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。 2部

e 新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該継続開示会社の財務諸表等 各2部

f ~ nの4 （略）

（新設）

o （略）

(5) (2)d及び(4)gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) （略）

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b （略）

（新設）

ける同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

6. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載及び添付する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2. (2) dに規定する合併による解散会社又は持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

(b) (略)

b (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

(新設)

6. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載及び添付する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2. (2) dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

(b) (略)

b (略)

7. の2 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の（1）から（4）までに掲げる書類をいい、当該（1）から（4）までに定める書面を添付するものとする。

（1） 2.（2）cに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載される財務諸表等のうち2.（2）dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.（4）d、fに規定する書類（fに規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

（注）（略）

（2） 2.（4）dの2並びに3.（2）c及び（3）cに規定する書類

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

（3）・（4）（略）

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

（1） 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 「上場申請のための有価証券報告書（

7. の2 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の（1）から（4）までに掲げる書類をいい、当該（1）から（4）までに定める書面を添付するものとする。

（1） 2.（2）dに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載される財務諸表等のうち2.（2）dの2に規定する合併による解散会社若しくは持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.（4）d、fに規定する書類（fに規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

（注）（略）

（2） 2.（4）dの2に規定する書類

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

（3）・（4）（略）

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

（1） 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 「上場申請のための有価証券報告書（

の部)」(第7項若しくは第9項又は2.
(2) cの規定により添付される書類を含む。)

c・d (略)

(2) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～e (略)

eの2 2.(4)nの3の(b)及びnの5に規定する書類

f 3.(2)c及び(3)cの規定により提出される書類(株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第2項第3号に規定する他の会社が承継する営業に係る書類に限る。)

g (略)

16. 第12条の2(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b (略)

c 2.(2) cの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。

(2)・(3) (略)

19. 第14条(申請によらない上場廃止)関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万円、同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあっては30万円とする。

付 則

の部)」(第7項若しくは第9項又は2.
(2) dの規定により添付される書類を含む。)

c・d (略)

(2) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～e (略)

eの2 2.(4)nの3の(b)に規定する書類

(新設)

f (略)

16. 第12条の2(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b (略)

c 2.(2) dの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。

(2)・(3) (略)

19. 第14条(申請によらない上場廃止)関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は、30万円とする。

1 この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

2 改正後の2.(2)の規定の適用は、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日以後に上場申請を行う場合に適用し、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日前に上場申請を行う場合(第2号に掲げる者が同号に定める日前において、上場申請を行う場合であって、当該者が企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第28号)による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式により上場申請に係る公募又は売出しの有価証券届出書を作成することを予定しているときを除く。)については、なお従前の例による。

(1) 平成15年4月1日において既に有価証券報告書を提出している新規上場申請者

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式に基づく有価証券報告書を提出した日

(2) 前号に掲げる者以外の新規上場申請者

平成16年7月1日

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(2)c及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本(純資産)の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

・ (略)

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(2)d及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本(純資産)の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

・ (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者の親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)</u>が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項について当該親会社等が同意す</p>

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

(3) (略)

2. 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1)～(3) (略)

(4) 設立後経過年数

a・b (略)

c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（新規上場申請者の主要な営業が当該他の会社から承継されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該営業の活動期間を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

(5) 株主資本（純資産）の額

a 第5号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成さ

ることについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

(3) (略)

2. 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1)～(3) (略)

(4) 設立後経過年数

a・b (略)

c 第4号において、新規上場申請者が継続開示会社（開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。）の分割等によりその営業を承継する会社（新規上場申請者の主要な営業が当該継続開示会社から承継されるものである場合に限る。）である場合には、継続開示会社における当該営業の活動期間（継続開示会社となる前の期間を除く。）を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

(5) 株主資本（純資産）の額

a 第5号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額を

れた連結貸借対照表の資本の部の合計額、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

b ~ d (略)

e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る株主資本(純資産)の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f (略)

(6) 利益の額

a ~ f (略)

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h (略)

(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等

いう。以下同じ。)をいうものとする。

b ~ d (略)

e 第5号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る株主資本(純資産)の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f (略)

(6) 利益の額

a ~ f (略)

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h (略)

(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a ~ e (略)

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g (略)

(8) ~ (10) (略)

3. 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第2号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日(株式交換及び株式移転によらない場合にあつては、本所が定める日)から起算して6か月を経過する日以前、第3号に該当する場合は、会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 第4号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3.(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書(部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。)における売上高及び経常利益金額が、当該上

a ~ e (略)

f 第7号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該継続開示会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g (略)

(8) ~ (10) (略)

3. 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第2号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日(株式交換及び株式移転によらない場合にあつては、本所が定める日)から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。

(2)・(3) (略)

(新設)

場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる営業以外の営業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものとして取り扱う。

4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係

（1） 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b （略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

（a）・（b） （略）

（c） 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規

4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係

（1） 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b （略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

（a）・（b） （略）

（c） 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規

上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者の親会社(前イに適合する親会社を除く。)が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社(継続開示会社である場合を除く。)が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準) 第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業

上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者の親会社(前イに適合する親会社を除く。)が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準) 第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a (略)

b 2.(7)dの規定は、第5号bの場合に準用する。

の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

6. 第6条(Q-Boardの上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(2) 3.(1)、(3)及び(4)の規定は、第2項の場合に準用する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

c (略)

6. 第6条(Q-Boardの上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(2) 3.(1)の規定は、第2項の場合に準用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別添2 価格の算定根拠の記載について</p> <p>価格の算定根拠の記載例を以下に掲げる。なお、記載例にない事項についても投資者の誤解を生ぜしめない範囲で新規上場申請者の判断により記載することを妨げるものではない。</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>(注) 1.及び2.に掲げる「方式」の記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、日本証券業協会が定める「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)に関する細則別表2に定める計算式に準じるものである場合には、同別表2に掲げる方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>別添2 価格の算定根拠の記載について</p> <p>価格の算定根拠の記載例を以下に掲げる。なお、記載例にない事項についても投資者の誤解を生ぜしめない範囲で新規上場申請者の判断により記載することを妨げるものではない。</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>(注) 1.及び2.に掲げる「方式」の記載に当たっては、原則として、その算定式を併せて記載するものとする。この場合において、当該算定式が、日本証券業協会が定める「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第2号)に関する細則別表2に定める計算式に準じるものである場合には、同別表2に掲げる方式に準じて算定した旨を注記することにより、算定式の記載を省略することができるものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 . の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 1 項関係 (1) ・ (2) （略） (3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r d の上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 2 号 a に規定する総株主の議決権をいう。以下この（ 3 ）において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第 2 号 <u>v</u> に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c （略） (4) （略）</p>	<p>1 . の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 1 項関係 (1) ・ (2) （略） (3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r d の上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 2 号 a に規定する総株主の議決権をいう。以下この（ 3 ）において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第 2 号 <u>w</u> に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c （略） (4) （略）</p>
<p>5 . 第 5 条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1) ~ (5) （略） (6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から <u>e</u> までに掲げる場合の区分に応じ当該 a から <u>e</u> までに定めるところにより行うもの</p>	<p>5 . 第 5 条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1) ~ (5) （略） (6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から <u>c</u> までに定める場合の区分に応じ当該 a から <u>c</u> までに定めるところにより行うもの</p>

とする。

a 第2条第1項第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合

最近事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面

当該合意後直ちに

b 第2条第1項第2号rに規定する事実が発生した場合

当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

(削る)

c 第2条第1項第2号rの2に規定する事実が発生した場合

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ受理後遅滞なく

d (略)

e (略)

(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

とする。

(新設)

a 第2条第1項第2号rに規定する事実が発生した場合

(a) 上場債券についての期限の利益を喪失した場合

当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

(b) 上場債券について社債権者集会の招集の通知を受けた場合

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ受理後遅滞なく

(新設)

b (略)

c (略)

(7) (略)

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に営業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は営業を承継した会社の株券</p> <p>前号に定める日</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に営業を承継させる場合においてその分割前の上場申請により上場される当該設立された会社又は営業を承継した会社の株券</p> <p>前号に定める日</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイから八までの区分に従い、 <u>当該イから八までに規定する書面</u> イ <u>法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合</u> <u>当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面</u> ロ <u>法律の規定に基づく整理を行う場合</u> <u>当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面</u> ハ <u>私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合</u></p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) <u>当該再建計画が、私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」にしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面</u></p>

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであること
について債権者が記載した書面

(b) (略)

e・f (略)

(6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a (略)

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) (略)

(c) 上場会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面による報告

c 第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイから八までに定める場合に従い、当該イから八までに定める事項に

(b) (略)

e・f (略)

(6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a (略)

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建の見込みのない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) (略)

(新設)

(新設)

該当すること

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生
手続又は更生手続を必要とするに至っ
た場合

当該再建計画が、再生計画又は更生
計画として裁判所の認可を得られる見
込みがあるものであること

ロ 上場会社が法律の規定に基づく整理
を必要とするに至った場合

当該再建計画が、整理計画として債
権者の合意又は裁判所の実行命令を得
られる見込みがあるものであること

ハ 上場会社が前bの(c)に規定する
合意を行った場合

当該再建計画が、前bの(c)に規
定する債権者又は第三者の合意を得て
いるものであること

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定
める事項が記載されていること

イ 当該上場銘柄の全部を消却するもの
でないこと

ロ 前(a)のイ若しくはロに規定する
見込みがある旨及びその理由又はハに
規定する合意がなされていること及び
それを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因と
なる事項が記載されているなど公益又は
投資者保護の観点から適当でないと認め
られるものでないこと

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が
5億円以上とならないとき」とは、同号後
段に規定する1か月間の平均上場時価総額
(本所の売買立会における当該株券の日々
の最終価格に、その日の上場株式数(上場
会社が株式分割又は株式併合を行う場合に
は、当該株式分割又は株式併合に係る権利

(新設)

を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e 上場会社は、本所が第7号後段に規定する上場時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株式数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本所に提出しなければならない。

(8) 営業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を

(新設)

(8) 営業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を

除く。)又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ (略)

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合

(b)・(c) (略)

(9) 不適当な合併等

a (略)

b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

(a)~(c) (略)

(d) 分割による他の者への営業の承継(次の(e)に規定する場合を除く。)、他の者への営業又は事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株又は優先出資の発行、50名に満たない者に対する新株又は優先出資の発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認め

除く。)又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ (略)

ロ 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受け、同基準第4条第3項に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合

(b)・(c) (略)

(9) 不適当な合併等

a (略)

b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合には該当しないものとして取り扱う。

(a)~(c) (略)

(d) 分割による他の者への営業の承継、他の者への営業又は事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株又は優先出資の発行、50名に満たない者に対する新株又は優先出資の発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行う

られる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第3号に規定する行為(吸収分割に限る。)を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下この(e)において「非上場会社連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)が当該上場会社からの営業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高)が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満で

ことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(新設)

あること。

二 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額)が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c・d (略)

e 第9号bに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社、非上場会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社をいう。

f・g (略)

(10)~(12) (略)

(13) 完全子会社化

第14号に規定する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

(a)~(c) (略)

b (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) (略)

(2) 上場時価総額

a 第3号に規定する「上場時価総額が2億

c・d (略)

e 第9号bに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社又は非上場会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社をいう。

f・g (略)

(10)~(12) (略)

(13) 完全子会社化

第14号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

(a)~(c) (略)

b (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) (略)

(2) 上場時価総額

a 第3号に規定する「上場時価総額が2億

円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、権利確定日の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（2）において同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が2億円に満たない場合をいうものとする。

b～d（略）

（5）第3号の規定により第2条第7号の規定を適用する場合における1.の規定については、（7）d及びe中「5億円」とあるのは「2億円」と読み替える。

3. 第3条の3（不適当な合併等の審査に係る申請）関係

（略）

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

（1）「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄に

円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（2）において同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が2億円に満たない場合をいうものとする。

b～d（略）

（新設）

3. 第3条の2（不適当な合併等の審査に係る申請）関係

（略）

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

（1）「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄に

ついては、当該 a から d までに定めるところに従って上場廃止する。

a (略)

b 第 2 条第 1 2 号 (第 2 条の 2 第 4 号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 3 号又は第 6 条第 2 項第 3 号に規定する場合に該当する銘柄
原則として、新株式の割当てに係る基準日の 3 日前の日 (当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の 4 日前の日) に上場廃止する。

c (略)

d (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。ただし、1.(7)b の改正規定は、平成 16 年 5 月 8 日から施行する。

ついては、当該 a から c までに定めるところに従って上場廃止する。

a (略)

(新設)

b (略)

c (略)

(2) (略)

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱い

1．第2条（業務規程の特例）関係

- (1) 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。
- a 監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条第1号aに定める場合（(d)にあつては、「株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第4号の規定による場合も含む。)」とあるのは、「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第4号の規定による場合も含む。)」と読み替える。）
- b 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定が行われているものを除く。）が第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、2．において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1.(5)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、産業再生機構により当該上場会社の債務に係る買取決定が行われるかどうかを確認できないとき。
- (2) 前(1)の規定により監理ポストに割り当てられた銘柄の当該割当期間は、次のa又はbに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。
- a 前(1)aの場合
監理ポスト及び整理ポストに関する規則第4条第1項第1号aの(a)から(e)までに定める日
- b 前(1)bの場合
本所が必要と認めた日
- (3) 前(2)の場合において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次のa又はbに定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、前(2)において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるとする。
- a 前(2)aの場合
監理ポスト及び整理ポストに関する規則第4条第2項各号に定める時
- b 前(2)bの場合
本所がその都度定める時

2．第3条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) 第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 産業再生機構による支援決定に基づく再建を行う場合

産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定があったことを証する書面

口 第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a fに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

付 則

この規則は、平成15年5月8日から施行する。